



2025 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社帝国ホテル
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 風間 淳
(コード：9708 東証スタンダード)
問 合 せ 先 総 務 部 長 杉山 智昭
(TEL：03-3504-1111)

株式報酬制度の導入に伴う役員株式給付規程の制定 及び詳細決定に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日付で株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、2025 年 6 月 24 日開催の第 184 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、本日開催の取締役会にて、役員株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定すること及びその詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本規程の制定

当社は、2025 年 5 月 13 日付で本制度の導入を公表し、その後、2025 年 6 月 24 日開催の第 184 期定時株主総会において、役員報酬として決議されました。（本制度の概要につきましては、2025 年 5 月 13 日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

当社は、当社の独立社外取締役を中心として構成される指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

当社は、本規程に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下「対象役員」といいます。）に対して、各事業年度に関して、役位等を勘案して定まる数のポイントを付与します。対象役員に付与されるポイントは、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

対象役員が退任し、本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本信託が取得する当社株式は、対象役員が退任し、給付を受けるまでの間、株式会社日本カスト

ディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

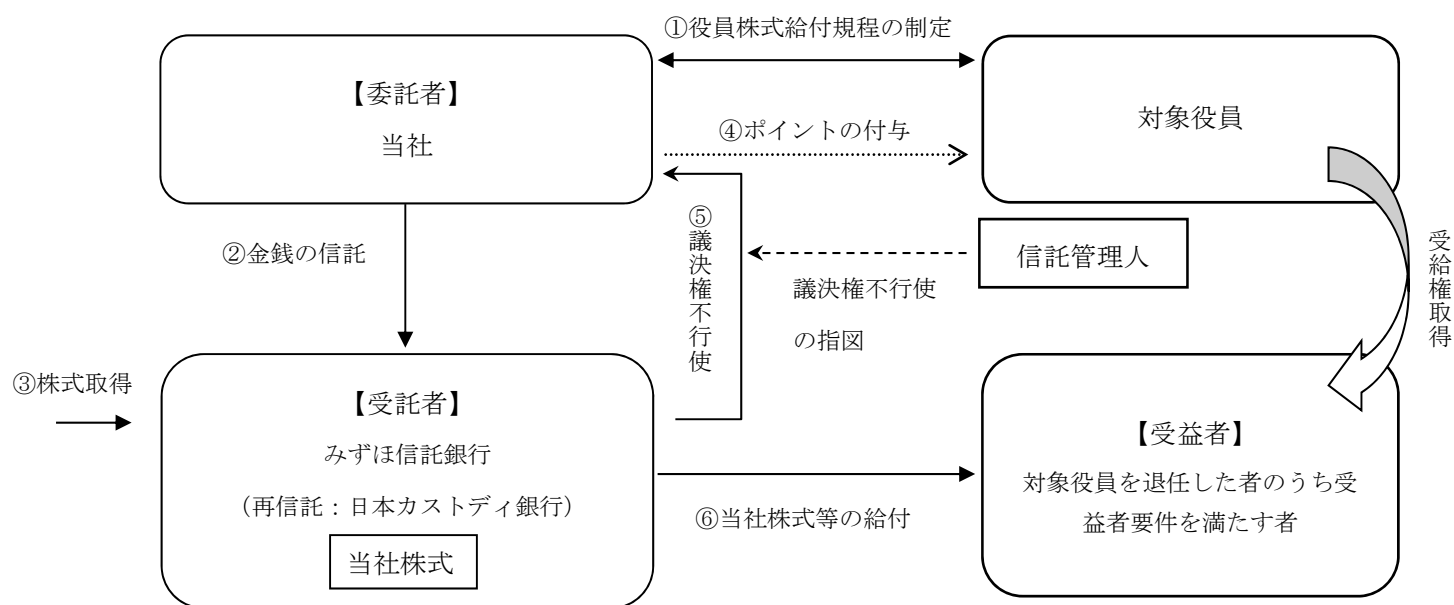
2. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（BBT）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2025 年 8 月 12 日
- (8) 金銭を信託する日 : 2025 年 8 月 12 日
- (9) 信託の期間 : 2025 年 8 月 12 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

3. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 320,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 320,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 立会外取引を中心に取引所市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2025 年 8 月 13 日から 2025 年 9 月 30 日（予定）まで

4. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上